

工 事 概 要 書

清瀬運動場(R07)避雷針設置工事

- 1 運動場の既存防球ネット用コンクリート柱2か所に落雷抑制型避雷針を設置
- 2 テニスコート付近にパンザマスト1か所を新設し落雷抑制型避雷針を設置

その他詳細は、設計説明書・特記仕様書・図面による。

設 計 説 明 書

- 1 工 事 件 名 清瀬運動場(R07)避雷針設置工事

- 2 工 事 場 所 東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号
東京都職員共済組合 清瀬運動場

- 3 工 期 契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで
本工事のための施設休館期間は令和8年3月21日から令和8年3月31日までであり、日曜・祝日は作業休止とする。

- 4 支 払 条 件 前払い 契約額（税込み）の40%を支払う（但し、10万円未満の端数は切り捨てる。）
部分・一部しゅん功払いは行わない。

- 5 工 事 計 画 契約確定後直ちに関係者と打合わせを行い、現地・部材を調査し、仮設計画及び施工計画書、施工要領書、工事工程表等を作成し、共済組合監督員の承諾を得ること。

- 6 施 工 条 件 (1) 工事上の留意点について
 - ・現場の工事着手は3月21日からとする。ただし、調査のための一部撤去等は、施設管理者及び監督員と作業内容及び日程を調整した上、事前作業可能とする。
 - ・工事工程表を1月30日までに作成し、工事着手前に関係官公庁への事前の打合せや届け出等を行うこと。
 - ・工期が短いため、納期を確認の上、電灯盤などの製作図を速やかに提出し承諾を得ること。
 - ・警備を委託しているため、開門時間が8時から17時30分まででありその時間以外は敷地内に原則立ち入れない。現場事務所での事務作業もできない。
 - ・関係者の安全を確保すると共に、運営に支障が生じないように配慮すること。

- ・作業日時等については、施設管理者及び共済組合監督員と十分協議を行った上で施工すること。
- ・毎朝、作業範囲、作業内容を施設管理者と密に打合せの上、施工すること。
- ・受注者の資材置き場、駐車場については、施設管理者と協議すること。
- ・電気・水道料金については、現場事務所及び屋外散水栓にメーターを設置し、従量料金を支払うこと。それ以外の箇所については、運営に支障のない範囲で無償とする。
- ・受注者は、安全対策等を含めて、各関係機関等と事前に調整をした上で工事搬入・搬出路を決定すること。工事関係車両の出入等の際は、道路を汚さないようにするとともに、出入口門扉のレールの養生を行うこと。本工事周辺の道路、工作物等を破損、損傷させた場合は、受注者の責任において速やかに現状復帰を行うこと。
- ・工事関係従業員の風紀維持に万全を期すること。
- ・周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音等の対策を事前に十分検討し、共済組合監督員に具体的に説明するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。
- ・使用機械については、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の使用を原則とすること。
- ・近隣住民への工事説明を行うこと。
- ・利用者及び施設管理者の動線を確保し、誘導員を配置すること。
- ・月間工程表を提出すること。
- ・隔週ごとに定例会議を行うこと。
- ・敷地内では、施設管理者が定めた場所（屋外1箇所）以外は全面禁煙とすること。喫煙場所が狭いので、交代休憩等により対応し、施設利用者の利用を優先すること。
- ・竣工図の提出データはDWG（またはDXF）、オリジナルCAD、PDFとすること。
- ・特記仕様書「第2章一般事項」の前書き中「東京都」を「東京都職員共済組合」に読み替える。

7 質問

本設計図書に質問のあるときは、別紙添付質問書を参考に、受付期間内に当該質問書をメールに添付して下記契約担当課まで送信してください。

なお、メールの件名は「【質問】清瀬運動場(R07)避雷針設置工事」として

ください。

受付期間 指名通知後から

令和7年12月26日（金）午前10時まで（時間厳守）

回 答 令和8年1月5日（月）午後3時までに回答予定

8 契約担当課 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当
（東京都庁第1本庁舎北塔38階）

（質問送信先） メールアドレス S9000060@section.metro.tokyo.jp
TEL （03）5320－7313

9 現地確認 現地確認の期間を令和7年12月下旬から令和8年1月上旬までの期間に設ける予定です。工事希望票を提出していただいた方のみ現地確認が可能です。

10 注意事項 ①入札に当たっては、社会的な信頼を損なうことのないよう良識ある行動をとるようお願いします。
②設計図書、参考数量内訳書等のデータは入札以外の目的に使用することを厳禁とします。

質 問 書

別紙-3

(__／全__)

宛 先 : 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当 宛
メールアドレス: S9000060@section.metro.tokyo.jp

件 名 : 清瀬運動場(R07)避雷針設置工事

質 問 者 : (代表者) _____

担 当 者 : 所属_____ 氏名_____

連 絡 先 : TEL_____ Fax_____

提 出 日 : 令和__年__月__日

質問事項

No	設計図書記載箇所	質 問
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	

(行が不足のときは2枚以上としてよい。)

清瀬運動場(R07)避雷針設置工事

電 気 設 備 工 事
特 記 仕 様 書

令和7年度

東京都職員共済組合

第1部 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

清瀬運動場(R07)避雷針設置工事

1.2 工事場所

東京都清瀬市竹丘三丁目 10番5号 東京都職員共済組合 清瀬運動場

1.3 敷地面積

992 m²

1.4 建物概要

建物名称			
建物構造	造	造	造
地上階数			
地下階数			
建築面積	m ²	m ²	m ²
延面積	m ²	m ²	m ²
備考			

1.5 工事期間

80日間（令和8年3月31日まで）

1.6 備考

- (1) 本工事は、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して低炭素化等に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事実施要領」を参照する。なお、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事実施要領」は、東京都財務局ホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku>

1.7 工事種目及び工事概要

（この工事種目は、本工事の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。）

(1) 避雷針設置工事

運動場2か所及びテニスコート内に落雷抑制型避雷設備を設置する。

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への立会い

工事目的物の引渡し日から1年以内（又は2年以内）に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

2.4 成績評定について

東京都工事成績評定要綱（平成14年3月26日付 13財営技第167号）に基づく工事成績評定については、次による。

- ・対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数及び時間等の記録を適切に管理しておく。

- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第 38 条に定める部分払の方法は、次による。
- ・部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- ・無償とする。

4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する電気設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる水洗洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。

なお、これによる設計変更の手続きは、「2.8 設計変更等」による。

第2部 工種別事項

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 本工事が東京都議会上程案件の場合、東京都議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

また、本工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとする。

- ・認めない。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については、次のとおりとする。

- ・認める。適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/>

1.1.7 工事实績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.10 施工体制台帳等

施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.16 建設副産物の処理

(1) 建設副産物の取扱い、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(ア) 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

(ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(エ) 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する

(ア) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。

①土砂を搬入する工事

②砕石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進計画書

受注者は COBRIS に必要なデータを入力して作成する。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事

(ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(オ) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

カ 工事情報の登録等

・本工事は、COBRIS への登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、COBRIS 若しくは国土交通省 HP に公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル 2 階

電話 03-3505-0416 FAX03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(ア) 再生資源利用実施書

受注者は COBRIS に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②砕石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進実施書

受注者は COBRIS に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

(ウ) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合

②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合

③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合

④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）

⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）

⑥現場内で分別を行わない場合

(エ) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ウ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

(ウ) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等)

- ・ コンクリート塊
住所 埼玉県所沢市松郷 3 3 9 番 1 号
搬出距離 約 7 km 搬出量 約 0.4 m³ 搬出条件：特になし
- ・ がれき類
住所 埼玉県所沢市松郷 3 3 9 番 1 号
搬出距離 約 7 km 搬出量 約 0.3 m³ 搬出条件：特になし

1.1.17 過積載の防止

過積載の防止については、標準仕様書 1.1.17 のほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2章 工事関係図書

1.2.2 施工計画書

仮囲い等を敷設する場合は、仮設の施工計画書について監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等

工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

(1) 工事記録写真撮影計画の作成は、次による。

- ・ 作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

工事完了時に電子データで提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領 4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）については、CRYPTREC ホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACIC ホームページを参照する。

エ 本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3章 工事現場管理

1.3.4 施工条件

(2) 施工順序は、次による。

- ・ 図面による。
- ・ 図面によりがたい箇所は、監督員との協議による。

(3) 工事用車両の駐車場所及び資器材の置き場所は、次による。

- ・ 管理部署との打ち合わせによる。

1.3.6 施工中の安全確保（労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

第4章 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(イ) 特定調達品目

・ 建設機械

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付する等して監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照すること。

1.4.4 機材の検査等

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5章 施工

1.5.2 施工の検査等

見本施工の実施は、次による。

・ 実施しない。

1.5.5 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。

○ 一般工事用建設機械

（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）

- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.6 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械は、低騒音型建設機械を用いるものとする。

ア バックホウ

- イ クラムシェル
- ウ トラクターショベル
- エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- オ 油圧式杭圧入引抜機
- カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機
- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機

(2) 次の建設機械は、低振動型建設機械を用いるものとする。

バイブロハンマー

第7章 しゅん功図等

1.7.1 完了時の提出図書

- (1) しゅん功図は、作成する。
- (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 - ・作成しない。
- (3) 保全に関する資料は、作成する。

1.7.2 しゅん功図

(1) しゅん功図の種類及び記入内容等は、次による。ただし、受変電設備、発電設備、構内交換設備等の機器の仕様詳細については、監督員の承諾を受けた製作図をもってしゅん功図に代えることができる。

- ・案内図、外構図
- ・配置図、平面図
- ・姿図
- ・機器の仕様

(2) しゅん功図の対象設備等については、次による。

- ・雷保護設備

(3) しゅん功図の提出部数については、次による。

ア	電子データ版	(CD-R 等)	2	部
イ	見開製本	(A1)	—	部
		(A2)	—	部
		(A3)	3	部
ウ	しゅん功原図		1	部

1.7.3 保全に関する資料

保全に関する資料の作成内容等は、次による。

(1) 建物保全データ 電子データで2部

監督員から対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。

(2) その他の保全に関する資料

- ・ 附属品等引渡し通知書
- ・ 試験成績書
- ・ 鍵・備品・工具リスト
- ・ 保証書
- ・ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書・装置の運転説明書等）

1.7.4 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都ホームページで最新版を参照する。

- (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。

- ・ 「1.2.4 工事の記録等」(2)による写真帳
- ・ 「1.7.2 しゅん功図」(3)ウによるしゅん功原図
- ・ 「1.7.3 保全に関する資料」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
- ・ 「標準仕様書 1.1.10 施工体制台帳等」(1)による施工体制台帳及び施工体系図
- ・ 「標準仕様書 1.2.2 施工計画書」(1)による施工計画書
- ・ 「標準仕様書 1.2.4 工事の記録等」(1)による工事報告書等
- ・ 「標準仕様書 1.2.4 工事の記録等」(2)による協議記録等
- ・ 「標準仕様書 1.2.4 工事の記録等」(3)による試験等の記録

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成し、2部監督員に提出する。

- (3) 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。

- ・ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時に JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACIC ホームページを参照する。

第8章 共通工事

1.8.11 基礎工事

- (1) 機器用の基礎は、指定した箇所とし、次による。

- ・ テニスコート用鋼管柱の基礎は新設する。

第4編 工事種目別特記事項

- (1) 運営中の施設内での工事のため、使用者に影響が出ないよう施工前に監督員及び施設管理者と十分協議を行うこと。

清瀬運動場(R07)避雷針設置工事 図面目録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	備 考
E-01	表紙・図面目録	A1:N. S A3:N. S	
E-02	案内図・配置図及び工事概要特記事項	A1:N. S A3:N. S	
E-03	避雷設備配置平面図及び保護範囲図	A1:1:400 A3:1:800	
E-04	避雷設備取付立面図	A1:1:50 A3:100	
E-05	避雷設備機器姿図(参考図)	A1:N. S A3:N. S	

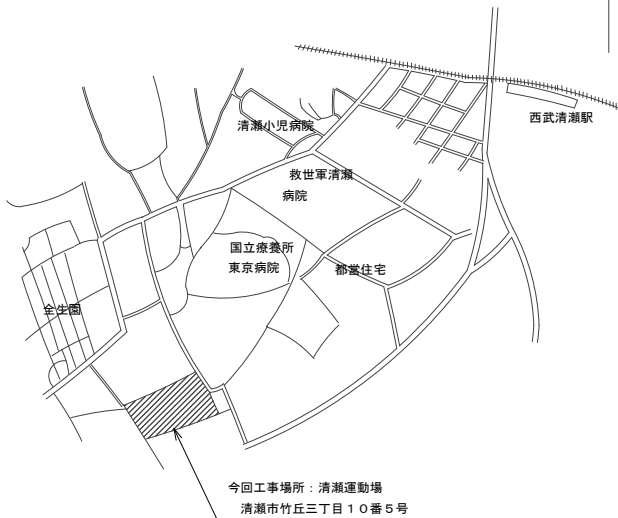
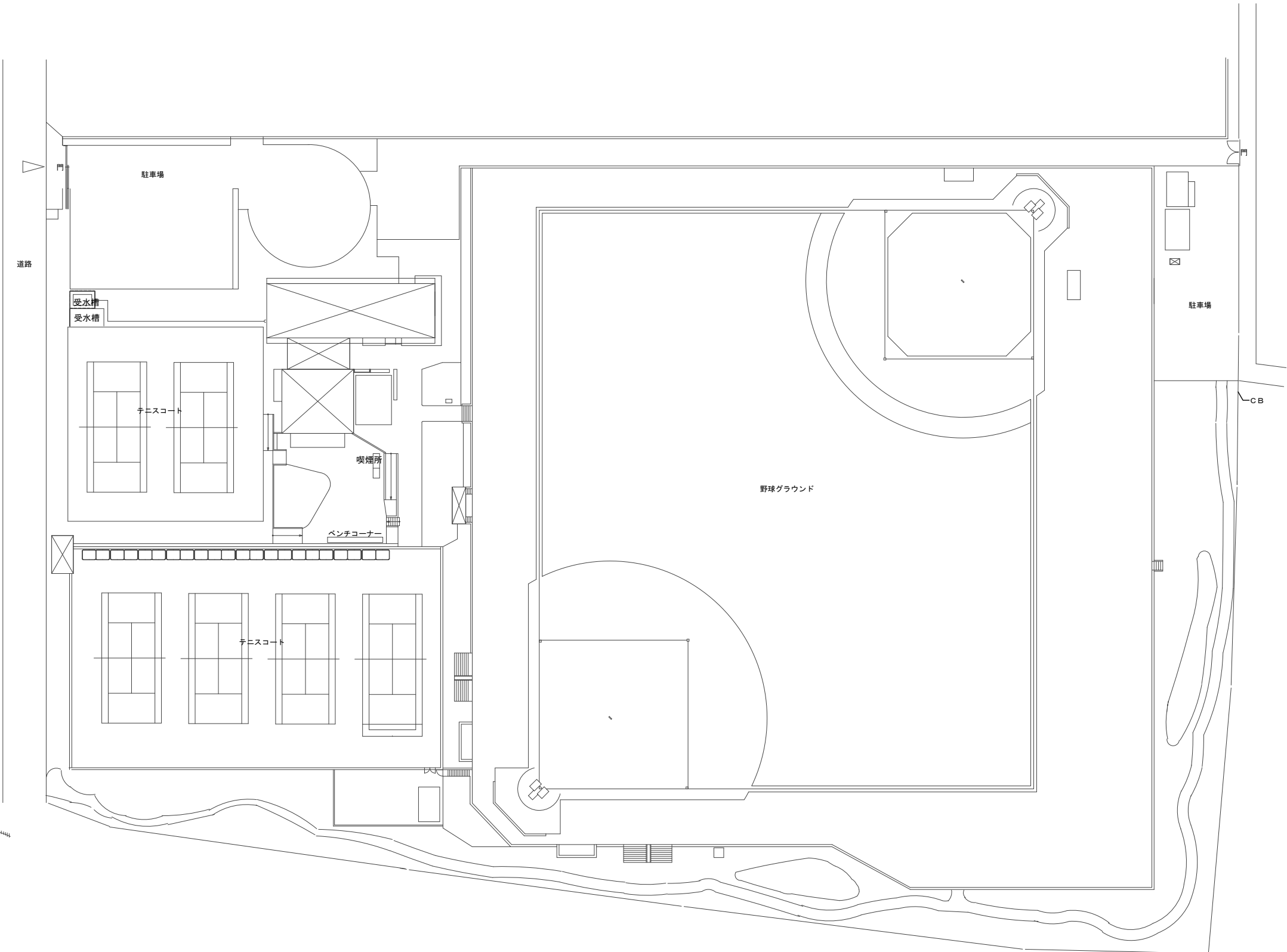
工事件名	清瀬運動場 (R07) 避雷針設置工事		
図面名称	表紙・図面目録		
縮尺	No Scale	図面番号	
作成年月日	令和7年10月31日	E-01	
東京都職員共済組合事務局事業部貸付課			

工事概要

(1)清瀬運動場に避雷設備を新設する。

特記事項

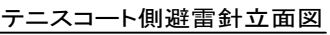
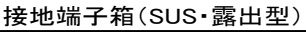
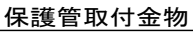
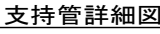
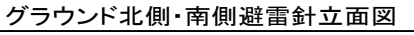
- (1)施工前に現地を充分確認の上、施工すること。
(2)本工事は運営中の施設内での工事のため、使用者に影響が出ないよう
施工前に発注者と十分協議をし、発注者の承諾を得ること。
(3)工事範囲及び移動範囲は全て仮設養生を行うこと。
(4)工事車両の駐車場使用は事前に発注者の許可を得ること。
(5)図中機器・器具類外形図又は姿図に記されている型番は参考とする。
(6)作業時間は平日の9時～17時を基本とする。
(7)休日、夜間作業に伴う警備については本工事とする。



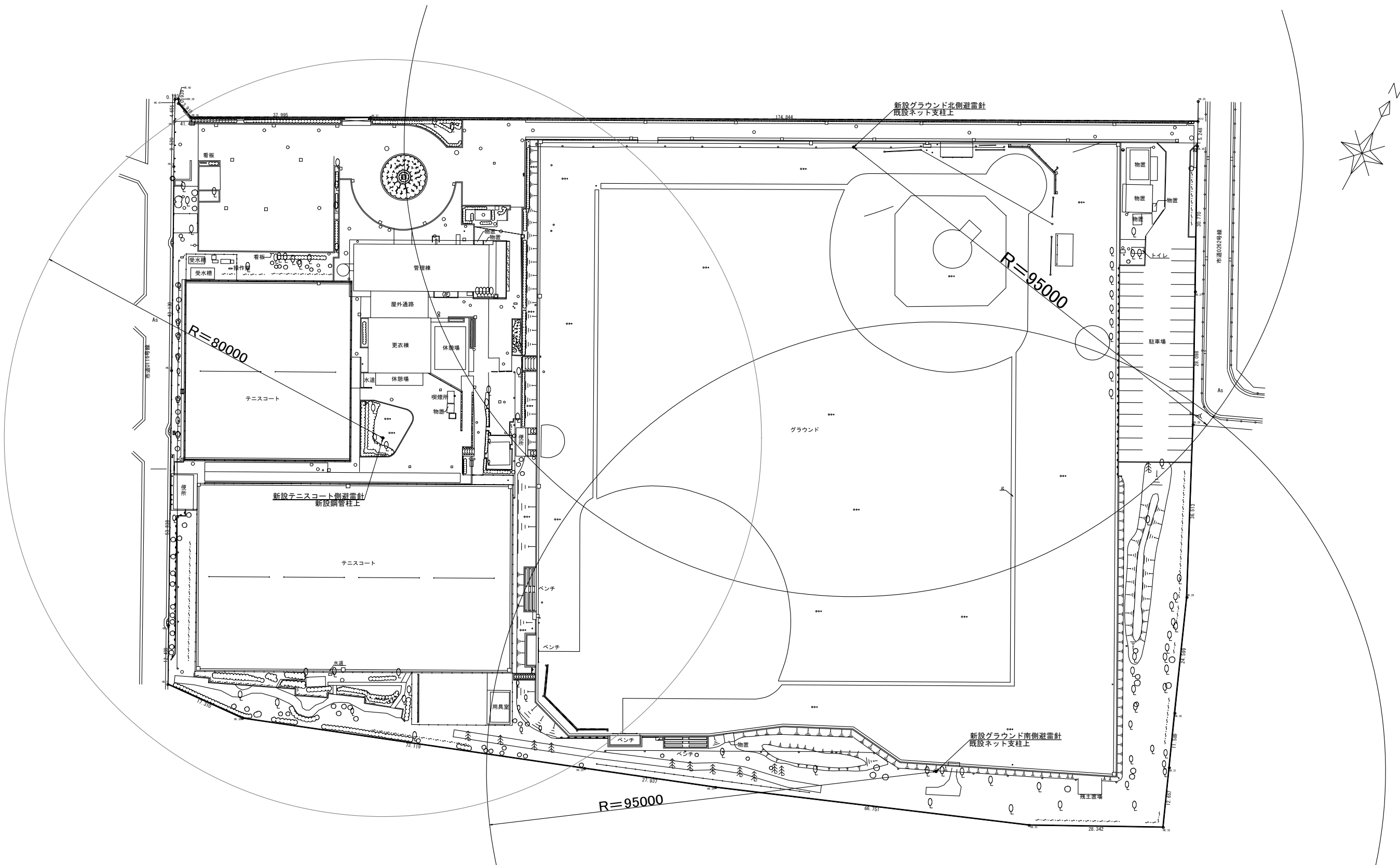
案内図

配置図

工事件名	清瀬運動場 (R07) 避雷針設置工事		
図面名称	案内図・配置図及び工事概要特記事項		
縮尺	No Scale		図面番号
作成年月日	令和7年10月31日		E-02
東京都職員共済組合事務局事業部貸付課			



工事件名	清瀬運動場 (R07) 避雷針設置工事		
図面名称	避雷設備取付立面図		
縮尺	1:100 (A3)	図面番号	E - 04
作成年月日	令和7年10月31日		
東京都職員共済組合事務局事業部貸付課			



凡例
○：新設避雷針を示す

避雷設備配置平面図及び保護範囲図

工事件名	清瀬運動場 (R07) 避雷針設置工事		
図面名称	避雷設備配置平面図及び保護範囲図		
縮尺	1:800 (A3)		図面番号
作成年月日	令和7年10月31日		E-03
東京都職員共済組合事務局事業部貸付課			

事業者のみなさまへ

工事請負契約の入札における最低制限価格の算定基準について

令和4年12月6日付で、東京都財務局「調査基準価格及び最低制限価格の設定について（通知）」が改正されたことに伴い、最低制限価格の算定式の一部を変更することとしましたので、お知らせします。

事業者の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 設定範囲の見直し内容

最低制限価格の設定範囲を予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下から10分の7.5以上10分の9.3以下に見直します。

2 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①から④までを基に算定した金額に合算します。

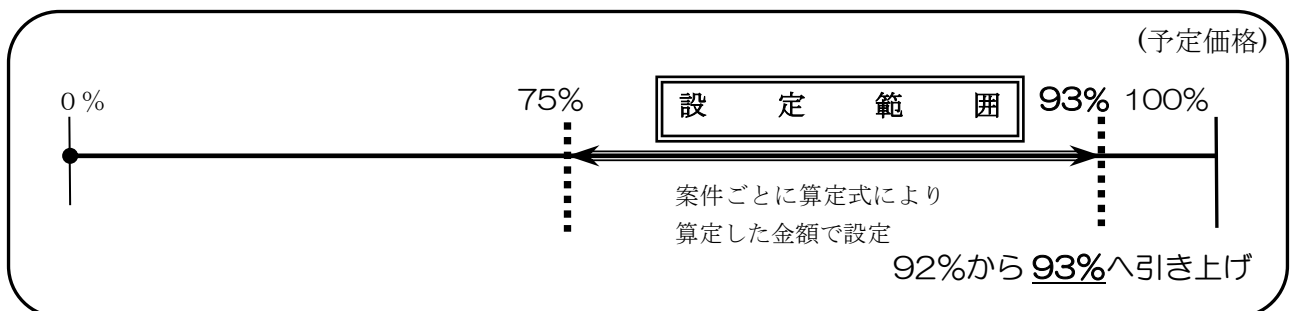
また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあっては10分の2）を乗じた額とします。

最低制限価格 算定式

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等

設定金額 = (①×0.97+②×0.9+③×0.9+④×0.68) + 消費税相当額

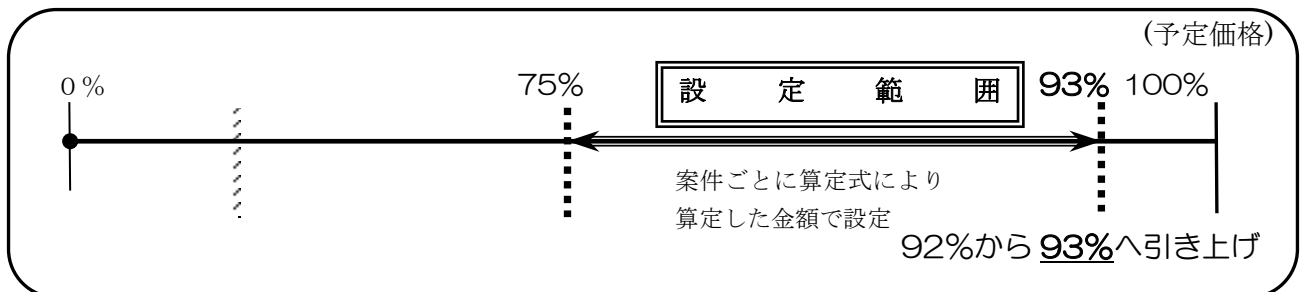


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10とし、設定金額が予定価格の9.3/10を超える場合は、予定価格の9.3/10とします。

解体工事における算定式

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

$$\text{設定金額} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費等}) \times 0.8 + (\text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68) + \text{消費税相当額}$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格の 9.3/10 を超える場合は、予定価格の 9.3/10 とします。

その他についても東京都財務局が定める算定基準を使用します。

3 実施時期

令和5年1月16日以降に入札公告等を行う案件から実施します。
(工事発注予定表に、最低制限価格を設定する旨を明記します。)

予定価格等の公表

工事請負契約案件については、原則として**予定価格を事後公表**します。再々入札となる場合は、事前公表します。

ただし、中小企業の積算に係る負担等を考慮し、平成30年10月1日以降に入札公告等を行う案件から、下記に掲げる対象案件につきましては、**予定価格を事前公表**します。

- 実施対象 入札を行う工事請負契約のうち、次に掲げる案件
 - 1 建築業種は予定価格が4億4千万円未満
 - 2 土木業種は予定価格が3億5千万円未満
 - 3 設備業種は予定価格が2億5千万円未満

最低制限価格については事後公表します。

- ★予定価格を超える金額での入札は、落札者となりません。
- ★最低制限価格を下回る金額での入札も、落札者となりません。
- ★入札の回数は3回とし、3回で落札しない場合は不調とします。